

国立市債権管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 12 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国税通則法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市債権管理条例の一部を改正する条例案

国立市債権管理条例(平成25年12月国立市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第126条」を「第127条」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。